

「BIGLOBE 店舗マップ管理」契約約款

ビッグローブ株式会社

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

この約款は、ビッグローブ株式会社（以下「当社」といいます。）が、株式会社 Yext（以下「Yext 社」といいます。）が著作権その他の権利を有する Yext（イエクスト） Knowledge Engine を Yext 社との契約に基づき利用して、法人向けに提供するクラウドサービス「BIGLOBE 店舗マップ管理」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

- 2 当社が本サービスの円滑な適用を図るため、必要に応じて契約者（第3条第11号に定めるものをいいます。以下同じ。）に通知（当社所定のウェブページ等に掲示することを含みます。以下同じ。）する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。
- 3 本サービスは、当社が別途定める「BIGLOBE 法人会員規約（BIGLOBE オフィスサービス）」（「会員規約」といいます。）のオプションサービスとして提供されるものであり、本サービスの提供に関する条件につき、この約款に定めのない事項に関しては、会員規約の規定が適用されるものとします。この約款と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この規約が優先します。なお、会員規約において定義された用語の意味は、この約款においても同一の意味を有するものとします。
- 4 契約者は、この約款を誠実に遵守するものとします。

第2条 (約款の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により契約者に通知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、第17条に基づく利用契約（第3条第10号に定めるものをいいます。）の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の約款の変更の効力発生時において成立している利用契約の契約者に対して実質的な影響を及ぼさないと当社が判断するこの約款の変更については、当社は、前項に定める通知をすることなく、行うことができるものとします。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、Yext 社が運営するクラウドサービスの提供を受けて当社が自己の名義で提供するサービスであって、その詳細について、別紙1において、その他当社所定の方法により当社が別途定めるものをいいます。
- (2) 「オプションサービス」とは、当社が契約者の選択により本サービスの一部として提供する付加サービスをいい、その詳細について、別紙2において、その他当社所定の方法により当社が別途定めるものをいいます。
- (3) 「利用契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。

- (4) 「契約者」とは、当社と利用契約を締結している法人をいいます。
- (5) 「管理用 ID」とは、本サービスを利用するために必要となる ID として当社が契約者に対し発行する、英字、数字等によるアカウントおよびパスワードをいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (7) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。
- (8) 「営業日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、ならびに当社が休業と定めた日（当社創立記念日、年末年始休業日、夏期休業日等）を除く、当社が通常営業活動を行う日をいいます。
- (9) 「契約者端末設備」とは、本サービスを利用するために、契約者が設置するパーソナルコンピュータ、モデムおよびこれらに類似する機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含みます。）をいいます。
- (10) 「接続サービス」とは、契約者が本サービスを利用するに当たって事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる電気通信サービスその他の接続手段をいいます。

第 2 章 本サービス

第 4 条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスは、全ての契約者に共通して提供する基本サービスおよび契約者の選択により提供するオプションサービスから構成されるものとし、その具体的内容は、それぞれ別紙 1 および別紙 2 に定めるとおりとします。

第 5 条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。ただし、使用している通信機器の電気通信事業者の提供範囲外およびサービスエリア内であっても基地局と通信を行うことができない場所においては本サービスを利用することができません。

- 2 契約者は、当社から事前の書面による承諾を得ることなく、日本国外から本サービスを利用することはできません。

第 6 条（提供時間）

契約者が本サービスの提供を受けることができる時間は、1 日 24 時間、かつ、1 週 7 日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用のシステムに係る保守の時間を除きます。

第 7 条（契約者端末設備および接続サービス）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任において、契約者端末設備を準備しかつ接続サービスへ加入するものとします。

- 2 契約者は、自己の責任において、契約者端末設備および接続サービスを正常に稼働するよう維持管理するものとします。

第3章 利用契約等

第8条 (利用契約の申込)

利用契約の申込は、この約款に同意のうえ当社所定の方法であって次の事項についての必要な記載を伴うものにより行うものとします。利用契約の申込をする法人を、以下「申込者」といいます。

- (1) 会社名（商号または名称）および会社住所（会社登記住所または本店所在地）
 - (2) 代表者名（申込者）、電子メールアドレス
 - (3) オプションサービスの利用希望の有無
 - (4) その他利用契約の申込の内容を特定するため必要な事項
- 2 申込者は、利用契約の申込の際に記載した前項各号の事項について、日本国外に設置される Yext 社のサーバに保存されることを、承諾するものとします。

第9条 (申込の承諾)

利用契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号の場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、利用契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときに、当社所定の方法にて通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 利用契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用等により利用契約（その他当社が提供するサービス契約を含みます。）の解除または本サービス（その他当社が提供するサービスを含みます。）の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第10条 (管理用 ID の管理)

当社は契約者に対し、利用契約成立後、当社所定の方法により管理用 ID を交付するものとします。

- 2 契約者は、管理用 ID を用いて当社所定の画面にログインのうえ、本サービスを利用するものとします。
- 3 契約者は、管理用 ID のうちパスワードを自ら変更することができるものとします。
- 4 契約者は、当社が別途定める場合を除き、管理用 ID を、第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
- 5 管理用 ID の管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。

第 11 条（最低利用期間）

本サービスに係る最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）は、本サービスの提供を開始した日が属する月の初日から起算して3ヶ月間とします。

- 2 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除等があった場合は、残余の期間に対応する料金等に相当する金額を、違約金として当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

第 12 条（契約事項の変更等）

契約者は、第 8 条第 1 項に定める利用契約の申込のときに当社に登録または申告した情報に変更がある場合、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届けるものとします。一旦かかる変更を届け出た情報について更に変更がある場合も同様とします。

第 13 条（権利の譲渡）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

第 14 条（契約者が行う契約の解除等）

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除をしようとする日（以下「解除予定日」といいます。）の1カ月前までに、当社所定の方法によりその旨を当社に通知することにより契約を解除することができます。ただし、最低利用期間の終了前に利用契約が解除された場合には、契約者は第 11 条第 2 項に規定される違約金の支払いを要します。

- 2 当社は、前項の通知があった場合、当該通知に記載された解除予定日に利用契約を解除するものとします。
- 3 前 2 項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 4 章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除等

第 15 条（利用中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、契約者による本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 本サービス用の設備（Yext 社の設備を含みます。）の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 第 30 条の規定による場合

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお料金等が支払われない場合
 - (3) 第 23 条または第 32 条第 2 項の規定に違反した場合
 - (4) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
 - (5) 解散、廃業若しくは合併をし、または清算に入った場合
 - (6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
 - (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続、会社更生手続、もしくは破産手続の開始の申立てを受け、または民事再生手続、会社更生手続、破産手続もしくは特別清算の開始の申立てを自ら行った場合
 - (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
 - (9) 手形、小切手について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
 - (10) 当社が契約者に対する債権保全上必要と認めた場合
 - (11) 前各号の他この約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（当社が行う契約の解除等）

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた契約者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その利用契約を解除することができるものとします。

- 2 前項のほか、当社は、次の各号に定める場合には、利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 契約者が会員規約に基づく契約を解除した場合
 - (2) 契約者が会員規約に基づく BIGLOBE サービスを利用停止となった場合
- 3 前 2 項により利用契約が解除された場合には、契約者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに当社に支払わなければなりません。

第 5 章 料金等

第 18 条（料金等）

料金等の体系および具体的な額は、当社所定の別紙 3 記載の「サービス料金表」によるものとします。

第 19 条（料金等の計算方法および支払方法）

利用者は、料金等を、会員規約の料金の支払いに関する規定に従い、当社に支払うものと

します。

- 2 月額利用料の支払いは、本サービスの利用開始日（以下「本サービス開始日」といいます。）から起算して本サービスの利用の終了があった日までの期間の各月について行われるものとし、暦月の途中で開始または終了した場合であっても、月額利用料の日割りは行わないものとし、なお、本サービス開始日が属する月の月額利用料は無料とします。
- 3 前項の期間において、第 15 条の規定により本サービスの利用中止があった場合または第 16 条の規定により本サービスの利用停止があった場合は、契約者は、その中止または停止期間中の月額利用料の支払を要します。

第 20 条（延滞利息）

契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払がなされたときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

第 21 条（振込手数料）

料金等の口座振込に係る銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、契約者がこれを負担するものとします。

第 6 章 利用上の注意

第 22 条（情報の管理）

契約者は、本サービスを利用して受信または送信する情報については、本サービス用の設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。また、契約者は、やむを得ない事由により本サービス用の設備が故障した場合、その契約者の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 23 条（契約者の義務）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む行為
- (3) 他の契約者の管理用 ID を不正に取得もしくは使用し、または他の契約者もしくは自己の管理用 ID を不正に他の契約者もしくは第三者に使用させる行為
- (4) 他の契約者、当社または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の契約者、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または特定の地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為

- (6) 他の契約者もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為
 - (7) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
 - (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為
 - (9) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - (10) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (11) 他の契約者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の契約者もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の契約者、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）
 - (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適當もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に違反する行為
 - (13) 契約者もしくは第三者の設備等または本サービス用の設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為
 - (14) 選挙運動またはこれに類似する行為
 - (15) 人の尊厳を著しく損なう情報（歴史的、学術的価値を有するものを除く）、人の殺人現場の写真等残酷な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく憎悪感を抱かせる情報、事実と反する情報または意味のない情報を不特定多数の者にあてて送信、掲載または書込む行為
 - (16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれにある自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (17) その他法令に違反しまたは公序良俗に反する行為
 - (18) その他本サービスの運営を妨げるような行為
 - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (20) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 2 当社は、前項各号に掲げる内容のファイルその他当社が本サービスの運営上不適當と判断したファイル等を、違法有害情報の当社の対応運用ルールとして別途規定する「24 条運用ルール」に準じる方法により、掲載停止または削除することがあります。ただし、当社は、当該ファイル等を掲載停止または削除する義務を負うものではありません。
 - 3 契約者は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
 - 4 契約者は、本サービスを利用する過程において提供もしくは伝送または提供もしくは伝

送を受けるデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社は、かかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第24条（他ネット接続）

本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

- 2 契約者が国内外の他のネットワークを経由して本サービスの利用を行う場合、契約者は、経由するすべての国の法令、電気通信事業者等の契約約款等およびすべてのネットワークの規則に従うものとします。

第25条（資料の取扱い）

契約者は、本契約の履行に関連し当社から提供または提出されることがある資料（以下「本資料」といいます。）を次の各号に定める条件に従い使用するものとします。

- (1) 利用契約の履行以外の目的に使用しないこと
- (2) 複製または改変する場合は、あらかじめ当社の書面による同意を得ること
- (3) 前各号の他、著作権その他の権利が当社に単独で帰属することを承認すること

第26条（本サービスの変更、追加または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、当社と Yext 社との間の本サービスに関する契約が終了した場合であってやむを得ない場合は、事前に予告することなく本サービスを廃止することがあります。

第7章 責任

第27条（責任）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者による損害の賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における本サービスの損害賠償の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害とし、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である場合に限りです。）に対応する月の料金等にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は1カ月分の料金等相当額にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用されません。
- 4 当社は、利用契約に基づく本サービスの提供に関連して当社が契約者に対し損害賠償責任

を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該契約者から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

- 5 天災、事変その他の不可抗力によりまたは専ら Yext 社の事由により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。

第 28 条（免 責）

当社は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害しないことの保証、本サービスが特定の目的に適合していることの保証を含め、本サービスに関していかなる保証も行わないものとします。

- 2 当社は、前条で定める場合を除き、本サービス用のシステムの故障等により契約者の情報が消失したため発生した損害、回線の混雑等による本コンテンツの再生品質の低下、クラッキング、本コンテンツの改竄その他、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。
- 4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第 8 章 保守および運用等

第 29 条（本サービス用のシステムの修理または復旧）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、契約者端末設備および接続サービスに故障のないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、本サービス用のシステムに障害が生じまたは本サービス用のシステムが滅失したことを知ったときは、速やかに本サービス用のシステムを修理しまたは復旧します。
- 3 契約者および当社のいずれか一方が必要と認めるときは、直ちに本サービス用のシステムの修理または復旧の処置等について契約者および当社は協議のうえ、これを解決するものとします。
- 4 当社は、本サービスの提供に関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第 30 条（本サービスの利用の制限等）

当社は、事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限または中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、契約者または第三者による本サービス用のシステムに過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、本サービスの利用を制限することがあります。

第 9 章 雑 則

第 31 条（契約者への通知）

当社は、電話による通知、郵送書面もしくは FAX による通知、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により契約者に、第 34 条第 1 項第 2 号に定める契約者等のうち当社が適当であると判断する者に宛てて、随時必要な事項を通知するものとします。

- 2 当社から契約者への通知する場合において、電子メールによる送信、ホームページへの掲載による方法に基づき通知したときは、その内容が本サービス用の設備に入力された日に効力を生じるものとします。

第 32 条（著作権等）

別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該情報に関する正当な権原を有する権利者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第 33 条（秘密保持）

この約款において秘密情報とは、利用契約に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいいます。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報。
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後 30 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、この約款における秘密情報として取扱わないものとします。

- (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
- 3 契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとします。ただし、第15条第1項および本条第5項の各規定の場合には、当該各規定に従います。
 - 4 契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。
 - 5 契約者および当社は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみが開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。
 - 6 契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を利用契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。

第34条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「代表者等」とは、第8条および第12条にそれぞれ定める申込および変更等に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。）をいいます。
 - (2) 「代表者等の個人情報」とは、代表者等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいいます。）により特定の代表者等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の代表者等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
 - (3) 「当社知得の代表者等の個人情報」とは、代表者等の個人情報のうち以下のものをいいます。
 - ① 第8条および第12条にそれぞれ定める申込および変更等に際し当社に登録された情報
 - ② 第1条第2項に定める説明等に基づき当社に登録された情報
 - ③ 上記①および②の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報
 - (4) 「料金等情報」とは、契約者に発生した本サービスの利用料金、その明細、当社が契約者に請求した本サービスの利用料金、契約者から当社に入金した本サービスの利用料金に係る情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。
- 2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者または代表者等の通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合にはこの限りではありません。
 - 3 契約者は、当社が、当社知得の代表者等の個人情報のうち次の第1号乃至第9号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利

用目的」といいます。)の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

- (1) 契約者との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更および本サービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、管理用 ID、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、通信履歴、アカウント情報(料金等の支払方法に関する情報をいいます。)、利用契約情報(契約の種類、申込日、契約日、申込サービスその他の利用契約の内容に関する情報をいいます。)を利用すること
- (2) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、氏名、管理用 ID、住所、および電話番号等を利用すること
- (3) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応、出張サポート、または連絡をするため、氏名、管理用 ID、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスおよび通信履歴を利用すること
- (4) 代表者等に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、管理用 ID、氏名、電子メールアドレス、電話番号、住所、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および当該アンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること
- (5) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容を代表者等向けにカスタマイズする等これを向上させるため、管理用 ID、氏名、電子メールアドレス、Web サイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および本サービスその他当社が提供するサービスの利用に係る情報等を個別に告知を行うことなく収集するとともに、これらを当社知得の代表者等の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること
- (6) 前 2 号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発またはマーケティング活動のため、前 2 号により得られた情報等を、代表者等を識別または特定することができない態様にて、当該当社の提携先等第三者に開示または提供すること
- (7) 代表者等に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための、当社の Web サイトその他代表者等の端末上への表示、電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話もしくは訪問による説明をするため、氏名、管理用 ID、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、およびダイレクトメール・情報誌等の配信または購読希望情報等を利用すること
- (8) 利用契約の解除もしくは終了に伴う契約者の退会処理のため、それぞれ、管理用 ID、

通信履歴、およびその他当該契約者の退会処理または当該処理に必要な情報等を当該契約者の退会後も当社所定の期間利用すること

- (9) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い代表者等の個人情報を開示するため、当該代表者等の個人情報を利用すること
- 4 第1条第2項に定める説明等に代表者等の個人情報に関する利用目的その他の取扱いの定めがある場合において、当該取扱いの定めに基づき新たな代表者等の個人情報の登録があるときは、当該新たな代表者等の個人情報に関し、当該取扱いの定めとともに前項の規定が、重ねて適用されるものとします。この場合において、当社知得の代表者等の個人情報のうち当該新たな代表者等の個人情報を除くものに関しても、当該取扱いの定めとともに前項の規定が重ねて適用されるものとします。なお、当該取扱いの定めは、当該諸規定の主題に関する限りで適用されるものとします。
- 5 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に従った開示請求があった場合、前3項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会および社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成17年10月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合または平成19年2月付けでの策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（その変更を含みます。）に従った開示請求があった場合、本条第2項の規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 6 当社は、本条第3項、第4項および前項前段の場合において、代表者等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該代表者等の個人情報を委託することができるものとします。

第36条（反社会的勢力の排除）

契約者は当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 契約者またはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）に属すること
 - (2) 反社会的勢力が契約者の経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が契約者の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 契約者またはその役職員が反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 契約者またはその役職員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 契約者またはその役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は当社に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、契約者が前2項の表明保証に反することが認められると判断した場合には、当該契約者に対し、催告その他の手続を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。
 - 4 当社は、本条の規定により利用契約を解除した場合、契約者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、契約者にその損害の賠償を請求することができるものとします。

第37条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な場合、本サービスの提供に係る業務の一部を、当社の指定に係る第三者に委託することができるものとします。

第38条（契約者の地位の承継）

法人の合併等により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から30日以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。

- 2 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるものとみなし、前項の規定を準用します。
 - (1) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - (2) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
- 3 前2項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 4 当社は、本条の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第39条（準拠法）

この約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第40条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、2019年6月4日から実施します。

本サービスについて

BIGLOBE 店舗マップ管理が提供する機能は次の通りです。

■ベーシック

- KnowledgeManager ジオコーディング、カスタムフィールド、更新予約機能
- Listings ブランドコンテンツ同時配信、パブリッシャー提案
- Analytics ダッシュボード、レポートビルダー、アクティビティレポート

■スタンダード

ベーシックプランに追加して下記機能

- 重複リスティング制御
- ソーシャルロケーションページ投稿
- レビューモニタリング
- ユーザー生成コンテンツ

■エキスパート

スタンダードプランに追加して下記機能

- レビュー依頼機能
- レビュー配信機能
- レビュー返信機能

別紙2

オプションサービスの内容

2019年6月4日現在 本サービスのオプションサービスはありません

別紙 3

サービス料金表

本サービスの価格体系は次の通りです。

1 拠点(ロケーション)当たりの御利用料金

(税別)

プラン名称	月額利用料	事務手数料
ベーシック	3,500 円	7,000 円
スタンダード	5,200 円	7,000 円
エキスパート	9,000 円	7,000 円

注意)

別途 BIGLOBE オフィス契約(月額 500 円)が必要となります。

利用開始月は月額利用料金が無料となります。

拠点追加の場合、追加した拠点に関して利用開始月の月額利用料は無料となります

拠点の新規登録・追加の際、事務手数料が発生します。利用開始月を含む 3 ヶ月を最低利用期間とします。

プランの変更を行う事が可能です。プラン変更が完了した月より新料金となります。プランを変更した場合利用開始月を含む 3 ヶ月を最低利用期間とします。

解約、拠点(ロケーション)の削除について、解約月の月額利用料を頂戴します。事務手数料は発生しません。